

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

中国広西壮(チワン)族とベトナム・ヌン族との交流とイメージ

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: ja 出版者: 公開日: 2012-02-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 塚田, 誠之 メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/10502/4554 |

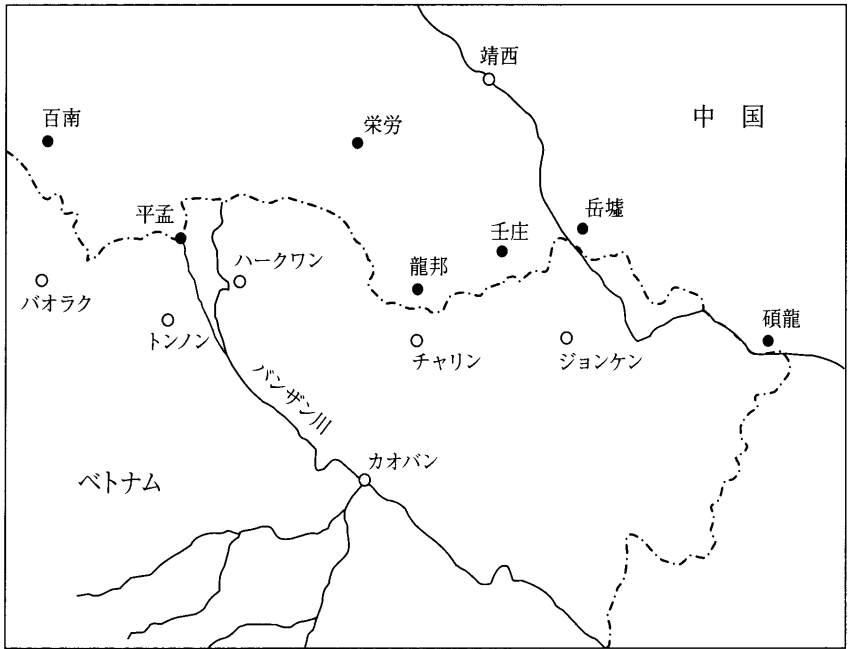
三 中国広西壮（チワン）族とベトナム・ヌン族との交流とイメージ

1 序 文

塚田誠之

同系の民族が中国と東南アジア大陸部諸国とに分かれて居住する場合は少なくない。中国の壮（チワン）族とベトナムのヌン族もその一例である。壮族は、中国の広西壮族自治区を中心に居住し、約一六一八万人（二〇〇〇）と、中国の少数民族のうち最大の人口を有する。ヌン族は人口約八五万六四〇〇人（一九九九）でベトナム少数民族のうち六番目の人口を持つ。ランソン・カオバン・クアンニン・ハザン・トゥエンクワン・ラオカイなどの省に居住する〔伊藤 二〇〇三〕。

筆者は前稿で、中国広西の壮族とベトナムのヌン族を取り上げて、それらの文化の比較、相互の交流の実態について検討を行った〔塚田 二〇〇六〕。交流について、国境貿易、通婚や民間文化活動などの問題について検討した。しかし交流は、親戚・友人等様々な関係にある人々の多彩な活動が想定されるのであり、この点の検討が不足してい



0 8.5 17 km

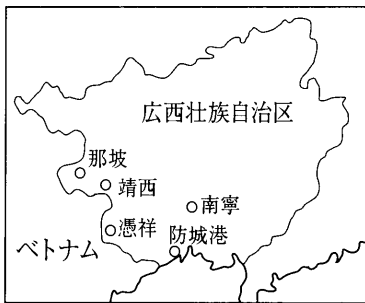


図 靖西・那坡県付近の中越国境地域概略図

た。また、国境地域の人々がどのように国境を隔てた民族を相互に認識しているのかという問題について検討の余地がある。壮族とヌン族の文化の比較についても、若干の新たな材料を得ている。本稿では最新の調査資料に基づいて、壮族とヌン族の社会文化の比較、両者の交流の実態、さらには相互のイメージについて検討を行いたい。¹⁾

2 移住によって生じた文化変容

范宏貴によると、ヌン族は広西から移住して二〇〇〇〜三〇〇〇年の歴史を持つという「范一九八九」。さらに広西の中でもベトナムに近い西南部が故地である「范一九八九」。筆者の調査では、移住の時期に幅が見られることから、移住が小規模集団によって波状的に行われたことが窺われる。なお、ここ数十年の間にヌン族になった人もいる。

〔事例1〕カオバン省チャリン県チーフオン社C村、ヤン・ハン・K氏（七八、女、ヌン族。とくに表記なき場合は男性。年齢は調査当時、以下同じ）

氏は龍邦鎮Q村の出身である。Q村は壮族の村である。十九〜二〇歳の頃結婚した。当時、村では二〇歳になると結婚して家庭をもつのがならわしだった。夫はベトナム人である。夫との結婚は両親が決めた。当時はすべて父母が結婚相手を決める慣習だった。夫とは以前に未婚のときに集団で牛追いに行き、歌を掛け合い見知っていたが、偶然に結婚することになったのである。ベトナムに嫁いだ理由の一つは当時家庭が貧困で、ここへきたら米が豊富にあるということだった。持参財は蚊帳とゴザのみだった。

右は中国の（現在の）壮族が嫁いできてヌン族になった事例である。

(1) 衣食住

壮族とヌン族の間には共通点が多い。女性の「伝統的」衣装は藍色か黒色の上着と黒色のズボンである。行事用の食品として搗きモチ・オコワなどモチ米食品を用いる。住居は一層に家畜を飼養し二層が人間の居住空間となる高床式住居が特徴的である。しかし広西では近年、経済発展が進む沿海部に出稼ぎへ行った人が高床式住居からプロック

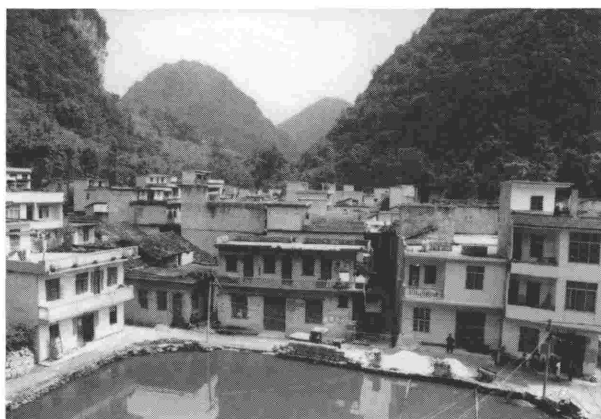


写真1 広西側では農村の景観が変わりつつある(靖西県安德鎮)

のビルに建て替える場合が多く、農村の景観が一変しつつある(写真1)。高床式住居は、人々の間に人畜同居のため不衛生という観念が根強くあり、また雨漏りがするとか修理に手間がかかるという問題点があるようだが、それが廃れつつある最大の理由は、沿海部の大都市に出稼ぎに行つて外界の現状を目のあたりにし、建て替えのための資金を稼いだ若者の間における流行にあるよう思われる。

壮族の住居内では通常、イス・テーブルが用いられるが、ヌン族には、地域によっては、階段を上る前に靴を脱いで入り、床上にゴザを敷いて座る、よりふるい形態が残されている。玄関を入れて正面奥に祖先や神を祭る祭壇が設けられ、赤い紙に漢字で神名が書かれる(写真2)。ヌン族の場合、漢字を書くことのできる者は道士(プ・ダウ)や村の老人に限定される。共通語普及政策のためヌン語のほかにキン語を話す者が多いが、漢語を話す者は稀である。壮族が国境地域でも漢化の度合いが強いのに比べて、ヌン族の場合、ベトナムの多数派民



写真2 ヌン族の祭壇。壮族同様、赤い紙に祖先や神の名を墨書する (チャリン県ソンノイ社)

族であるキン族の影響は強くないようだが、それでも言語面で影響を受けている。キン語の習得、漢字・漢語能力の衰退という点はベトナムへ移住した後に生じた大きな変化である。ただし、漢字の保持という点は、周囲の民族にない特徴であり、ヌン族のアイデンティティの拠り所となる可能性がある。

(2) 婚姻・生育習俗

壮族・ヌン族とも、花嫁が結婚式の後に実家に戻り、一定の間、花婿と別居する習俗「不落夫家」を持つ。中華人民共和国成立以降は別居期間が短縮され、近年では形骸化しつつある。先のK氏の場合も別居は短期間だった。ヌン族の場合、道士が男女の相性占いをし嫁入りの日時を決め、嫁入りの先導をし、花嫁が新郎の家に入る際に念経をするなど婚姻に重要な役割を果たす。壮族にも、花嫁が新郎の家に入る前に道士が新郎の家の祭壇で祖先に結婚を報告する習俗がある(防城港市岫中鎮B村)。道士がかつて嫁入りの先導をしていた事例もある(靖西県安德鎮D村)。子供の出生に際して、出生の三日後か一ヶ月後に祝いが行われる。とくに後者の「満月」の祝賀は盛大だ。先の事例1のK氏の場合も、中国から母や弟が背負い帯や米、ニワトリなどの祝いの品を持って来た。道士が祖先に子の出生を報告し子供の守護神「花王」「花王聖母」(メイワー)を安置し拜む。先の事例1のK氏の家の祭壇にはその神の名が書かれている。この点は壮族と変わらない。なお、K氏の祭壇の

神名はここから遠くない中国靖西県龍邦鎮S村から招いた道士が、子供の順調な成長を祈願する儀礼をしてから書いたという。

(3) 社会秩序を支える体制

壮族の場合、村落内部でもめごとが発生した際、人民共和国成立以前には、村民が威信のある人「寨老」（ポー・パン）に調停を依頼していた。その地位には流動性が見られたが、当事者・寨老間の二者間の個人的信頼関係が村落の内部で結ばれた「塚田二〇〇二」。中国のベトナムとの国境地域においては、中華民国期に政府の勢力の浸透力が比較的高く、寨老が活躍した事例は見出すことが困難だが、清代の土官時代には基層社会の自然村では寨老的人物が一定の役割を果たしていたようである。この点について、大新県碩龍鎮M村では、人民共和国成立以前に、各自然村に一人、「郎首」（現地名、ボーギーボーラン、管理をする頭人）³⁾がおり、村民のさまざまな問題を調停していた。道路の修築、水利建設などの公共事業の世話人をも務めていたという。他方、ヌン族のもとにもこうした自然村の調停者がおり、「ゲン・ゲ」（老人）と呼ぶ。今は、調停役は政府の役人にとって代わられているが、たとえばバオラク県ヘンスン社L村では、村内にもめごとが発生した場合、調停をするゲン・ゲが四、五人はいたという。L村には六つ以上の姓があるが、ゲン・ゲは姓に関わらずに、一定の年齢にあつて、威信があつて公正に調停ができるものが担当した。ゲン・ゲはもめごとのみならず、結婚式や葬式の顧問になつた。大事のときには村民は政府の村長とゲン・ゲとに相談したという。ゲン・ゲのこうした役割は広西の寨老と軌を一にしている。

村落の秩序維持に関わる組織として年齢集団がある。壮族の場合「ホージー」「パンヨウ」「ポンヨウ」などと、ヌン族の場合「バンヨウ」と呼ぶ。男女ともに各世代にあり、十三、十四歳頃から加入する。女性の場合、結婚を機に疎遠になる場合が少なくない。

〔事例2〕 チャリン県チフォン社C村、ヤン・ハン・K氏

若い時、十〜二〇歳のころには村に数十人ものバンヨウがいた。皆ほぼ同じくらいの年齢だったが、うち二、三人が同じ年齢だった。全て同じ村の人である。一緒に牛の放牧、農作業をし、暇があれば一緒に遊び、食事に招きあった。バンヨウと一緒に牛の放牧をする際に、中国側の男性の集団と歌掛けをした。現在の夫もそのなかの一人である。結婚してそれぞれが家庭を持つとバンヨウの付き合いは減っていった。

〔事例3〕 靖西県龍邦鎮N村、趙K氏（五七〜二〇〇九年八月）、壮族）

中国の靖西県龍邦鎮のベトナムとの国境に位置するN村では平地に造成された水田が国境線を越えて広がっており、どこが国境線なのか言われてもわからないほどだ。遠くに（ヌン族と近縁と考えられる）タイ族の村が見える。タイ族は人口一四七万（一九九九）、国境近くに広く居住しており、ヌン族よりはキン族の影響が強いようだ。趙氏についてN村に二、三人のボンヨウがいる。すぐ近くのベトナム・チャリン県M村はタイ族の村だが、そこには五、六人のボンヨウがいる。彼らとは子供のときから一緒に遊び、また牛追いをした。一九六一〜六二年の頃、主食の米が不足していたので、ボンヨウの父母がアヒルを殺して氏たちに食べさせてくれた。ボンヨウの父母は氏を実の子同様に扱ってくれた。

以上により、バンヨウ（ボンヨウ）は、十数歳のときから始まって、同じ自然村に住むほぼ同年齢のものが一緒に活動する年齢集団であることが看取される。事例2では、バンヨウとともに国境を越えて歌掛けを行っていた点が注目されるが、年齢集団が国境の両民族の社会にともにあり、現在も続いているのである。事例3は、自然村を基盤に

形成されるバンヨウ関係が国境を跨いで形成されているように推測される事例である。

年齢集団については別稿で検討する予定であるが、壮族・ヌン族ともに宗族組織が発達せずに寨老や年齢集団による村落内での結び付きが強く、そのために村落を越える連帯が生じにくく、ひいては大きな政治権力の形成に至らなかったものと考えられる。寨老や年齢集団は壮族・ヌン族の社会を解く鍵として注目される。

3 交流の諸相 1——交易

国境貿易は、一九八三年頃から民間で開始され、一九九一年の中越国交正常化以降、国家、民間レベルで特産物の交易が盛んに行われてきた。それはおもに原材料（ベトナム）と加工品（中国）の交易という形で行われてきた。この形式の交易は前稿で詳述した「塚田 二〇〇六」が、現在も各地で続けられている。

国境貿易は従来は特産品の交易という印象が強かったが、しかし牛肉、豚肉、米、野菜、果物などごくありふれた食材も両国間の価格差に応じて交易される。普通の食材の交易は「范宏貴・劉志强等 二〇〇六」など従来の研究では等閑視されてきた。

普通の食材の交易のうち次は米の交易の事例である。

〔事例 4〕靖西県岳墟郷 A 村、黄彩 B 氏（三三三、女、壮族）

氏はベトナムからウルチ米を斤（約五〇〇グラム）あたり一・二元で、モチ米を斤あたり一・五元で、飼料用トウモロコシを斤あたり〇・八元で買い入れて中国側に転売し、〇・三〜〇・五元の利益を得ている。三輪自動車でベトナムへ行き少しづつ運ぶ。年間の利益は二〜三万円にもなるという。自分の家でも米・トウモロコシを植えており、その

農作業は夫が担当し、米の転売はもっぱら夫人の黄氏が担当している。

米の交易が成立する原因の一つとして、価格差の問題のほかに、中国では若者が沿海部へ出稼ぎへ行つてしまい農業労働力が不足している事情がある。このため毎日一人あたり五〇キログラム以内で米をベトナムから輸入することが認められているという（靖西県龍邦鎮、二〇〇六年）。野菜の交易について次の事例がある。

〔事例5〕 ジョンケン県ダムトイ社G村、ノン・ウアン・E氏（七七、タイー族）。

ダムトイ社での定期市のときに大新県碩龍鎮から中国人が籠を背負つて売りに来る。豚肉・野菜・果物はジョンケン県街区でも購入することができるが中国の方が距離が近いし価格が安い。中国からの野菜の価格はベトナムの半額である。商人は「ヌン語」「タイー語」を使い、漢語やキン語は使わない。中国人は親戚を訪問するついでに少量の商品を売る。以前から国境地域の人々は、専門に商売をするのではなく、収穫が多く余つた時に売っていた。

この場合は、兼業農家が親戚を訪問するついでに商売をしている。この時点では豚肉や野菜の価格は中国のほうが安かつた。野菜の価格の安さは、中国側でいち早く商品作物の栽培を行い成功したことが背景にある。また豚肉の価格が二〇〇七〜二〇〇八年にかけて中国で高騰した際には人々は争つてベトナムから輸入した。米の交易の場合、先の事例4のようにベトナムから輸入する場合だけではなく、逆に中国から輸出する場合（防城港市那良鎮L村）とがある。後者の場合、前年（二〇〇七年）は逆にベトナムから輸入していたという。この点はその時点での価格の状況によつて異なっている⁴。ほかの商品の場合も同様で、たとえば八角は中国にも産出するが価格の高低によつては輸入に転ずる。ともあれ、ここでは商品の価格差および、定期市などへの距離の近さも選択肢の一つとして考慮されて

いる。この、近くで廉価なほうから買うという点は次の事例にも如実に示されている。

〔事例6〕 ジョンケン県ソグック・ヘイ社L村、マー・ウアン・L氏（五八、ヌン族）

氏は豆腐の製造販売に従事している。豆腐を入れるビニール袋は、中国で買えば一セット一二〇枚で二二〇〇ドン相当（当時一元が約二〇〇〇ドン）、ジョンケン県街区では三〇〇〇ドンである。ジョンケンで売られているビニール袋は中国からの輸人品で値段が高い。従って氏は中国へ袋を買いに行く。トウフの材料ダイズは、ベトナム側が安く、五日に一度ジョンケンに行つて買う。中国側の靖西県岳墟郷までは七、八キロメートル、ジョンケン県街区までは九キロメートルあるので、中国へ行くのもジョンケンへ行くのも変わらない。⁵⁾

牛の売買については次の事例がある。

〔事例7〕 靖西県壬庄郷B村、梁公K氏（六四、壮族）

この二、三年、ベトナム・ジョンケン県街区の定期市の際に牛を運んで売っている。二人一組で、多い場合は五、六頭曳いて行く。黄牛のほか水牛をも売る。一頭当たりの純利は一五〇元にも上るといふ。牛は靖西県龍臨鎮で仕入れる。税関を通過するときにはベトナム人の取引先の人に「自分の牛だ」と言ってもらえば税は



写真3 国境近くの定期市。両国の人びとが入り混じる（チャリン県街区）

かからない。氏の場合、五、六代前にベトナム女性が嫁いできた関係で先方に親戚がおり、その協力を受けることもある。

牛の商売について、先の事例3の龍邦鎮N村の趙K氏は、黄牛を仕入れて村から五キロメートルほど離れたベトナムのチャリン県街区で五日に一度立つ定期市のつとに牛を運んで売って生計を立てている。広西の遠方から仕入れてベトナムへ売っているという。氏は商売については多くを語らないが、推測するところ、中国人の経営者が背後におり、彼にかわってベトナムへ牛を運んで手数料をとる形態のように見受けられる。この二年ほどは、事業が思わしくなく、逆にベトナム側から牛が輸入されるようになったというが、ともあれ商売に成功して建てた三階建ての豪華なビルは村でも人目を引く。牛肉は二〇〇七年四月の時点ではベトナムでの価格は中国の倍もした。食用のほか牛皮を靴やベルトに加工するという。なお、ニワトリ・アヒルはベトナムから中国へ運ばれる。

このような一種の仲介交易は他所でも見られる。たとえば、龍邦鎮Q村では、ベトナム側からマンガンを馬に乗せて運んでくるが、マンガンを馬から下して村で管理をし手数料をとっている。その量は年間五、六〇〇〇トンにも達するという（二〇〇九年八月）。マンガンは最終的には中国内地の経営者が売ることになる。

なお、先の事例に関連するが、経営者は地元民ではなく、外地の漢族であり、現地民はその労働力としての立場にある場合も見られる。輸入した商品も現地では消費されず、中国国内の遠方へ運ばれることが多い。こうした現地民の立場について次の資料がある。

〔事例8〕防城港市峒中鎮。

ベトナムのクアンニン省ビンリュウ県から冷凍魚や漢方薬材料等を輸入している。ベトナムからの商品は防城港、

南寧へ運ばれる。輸出品は、家具（広東産）、瓦（欽州産）、トイレットペーパーや陶磁器・金物「五金」などの日常用品である。国境線には川が流れているが、橋が架けられていない。国境線の数百メートルの間は、両国の車の立ち入りができず、いったん手押しのリアカーかトラックに積み替えて税関を通る。リアカーをひくのは全て現地の人である。一〇〇人を一組とし、一〇組があり、交替制である。一〇〇〜二〇〇輛のリアカーがある（トラックターを含む）。トラックに積んで搬出する場合、取り決めて通行証を持つ現地の運転手のみが車を運転して国境線を越えることができる。

とはいえ、現地民・壮族のなかでも、近年は、壮族の中で漢族の商法を会得して、零細な行商から大規模な商人になる者が輩出している。次はその事例である。

〔事例9〕防城港市峒中鎮、黄乙氏（四〇、壮族）

氏は、東興市から陶器を仕入れて峒中で交易をしている。陶器は湖南・江西の産品が多いが、広東、広西産もある。ベトナム側経営者はあらかじめ打ち合わせておけば国境まで商品を受け取りにくる。峒中の国境では事例8のようにリアカーで国境線を越える搬出方式がとられている。氏は中学卒業後、一九八九年以降民間での交易が始まると小商売を始め、プラスチック製品や陶器を天秤棒で担いでベトナム側に持って行って売った。カネになるものなら何でも仕入れて売ったという。一九九七年に正式に国境貿易が開始されて以降、一九九八〜一九九九年頃からベトナム側にも市場が立つようになり、自ら行って露店を構えるようになった。倉庫・家も借りている。⁷⁾

以上の事例からは少なくとも国境地帯の壮族のもとでは交易が生業として定着していると言える。先の事例3もそ

うだが、靖西県岳墟郷X村では、六〇余戸・三〇〇人ほどの住民の二〇〜三〇パーセントの人がベトナムの定期市の際にモノを売りに行くという。店舗を構える者以外にも天秤棒で商品をついで売りに来る零細な場合も少なくない。日常的な商品の場合、事例5のように、専門の商人だけとは限らず農家の兼業もある。米や豚肉・野菜など双方ともにある普通の商品の場合、一般に双方での価格差はそれほど大きくなく、専門に交易するにはよほど大規模な交易でない⁽⁸⁾と成り立たない。靖西県壬庄郷でもニワトリを売った利益は月に数百元のみゆえ、交易をする人は少ない。むしろ若者は広東へ出稼ぎへ行けば最低月一〇〇〇元は稼ぐことができるので、多くの人は出稼ぎへ行くと⁽⁸⁾いう。

4 交流の諸相2——親戚・友人

ベトナムのヌン族はもと広西西南部から移住した「塚田 二〇〇六」のであり、また通婚も行ってきたので、壮族とベトナム側民族とでは親戚関係にあるものが少なくない。また、国境を隔てて友人関係にあるものも少なくない。ヌン族・壮族とでは親戚・友人関係にあるものも少なくない。親戚・友人をたよって商売をする者が少なくない。

そもそも国境を越えて移動し通婚をしてきたので、国境地域でベトナムに親戚がいる場合は普遍である。一家族が国境の両側に分かれて住む場合さえも見られる。国内・国境を問わず親戚付き合いは人々にとって重要である。この点について次の事例がある。

〔事例10〕 壬庄郷B村、黄慶S氏（六一、壮族）

母はベトナムから嫁いだので、その親戚がベトナムにいる。結婚式や葬式の際には、祝い事なら祝儀「紅包」を渡

し、弔事の場合は、米・酒・タバコ・カーチンを送る。向こうから来る時も同じように礼物を贈る。中国国内の親戚の結婚式や葬式と重複したことは過去にないが、もし重複すれば、ベトナム側は母方親族なので、父方親族である中国側のほうを選ぶ。ただし欠席する場合でも紅包などを人に託して贈る。

こうした親戚関係をたよって交易に従事する場合も少なくない。事例7もその一例である。また、龍邦鎮N村の趙K氏は親戚がジョンケン県に住んでいたが、その子がベトナムの軍隊で出世しチャリン県に屯駐する部隊の長官になっている。趙氏が牛の商売を始めて以来、その親戚が保護してくれた。以前に牛を没収される危機に遭遇した際には、その人が政治力を駆使して助けてくれたという。さらに、那坡県平孟鎮N村では、ベトナムから同村へ嫁いできた女性の兄が同村で定期市が開かれる度に、ニワトリ・飼料用トウモロコシを持参して来て売り、農業や日用品を購入して戻るといふ。

友人関係について、龍邦鎮N村の趙K氏は、ベトナムのチャリン県に牛を輸出する交易に従事しているが、親戚のほか、ベトナム側に牛売買に従事する友人がおり、協力を得ている。行くたびに国境線まで出迎えに来て、通行や商売にさまざまな便宜をはかってくれるという。その友人の家の葬式に際しては菓子類を持って参加したこともあるという。

壮族・ヌン族には擬制的親族として男女ともに同年齢の相手と「同年」（トンニエン）関係を結ぶ慣習がある。男性の場合は「ラオトン」（老同）、女性の場合は「メイトン」（妹同）と呼ぶ。相手と往来し結婚式や葬式などに出席し、親密な関係である。この関係は中国国内でも見られるが、国境地域の場合とくに濃密なように見受けられる。次はその事例である。

〔事例11〕 那坡県平孟鎮N村、農乙氏（五一、壮族）

トンソン県チャンイエン社に二人の同じ年齢のラオトンがいる。彼らとは互いに往来して茶や酒を飲んだり、一緒に家の中の祭壇を拜む。数日前に氏の母が死去したときラオトンが子供二人を連れてかけつけた。ラオトン同士の往来には米・酒を少なくとも五斤持参するが、結婚式や葬式には、それぞれ十斤を持参するしきりである。氏はその祖父にもラオトンがおり、一九八六年に彼の家の新築祝いに行った。また、数年前にチャンイエン社のラオトンの女兒の結婚のとき、時計つきの風景画の額縁を作って十数人で運んでいった。このとき、ほかに米・酒も持参した。

農乙氏には自身のラオトンのほか、祖父の代のラオトンの家族もいて、親密なつきあいをしているという。祖父の代からというラオトンのつきあいの関係は三代続くことになり、あたかも実の親戚のようである。通常、内陸部の場合は本人一代限りか、せいぜい本人の在世中の家族ぐるみにつきあいであることが多いようである。なぜこの関係が国境を跨いだ場合に他地域よりも必要とされるのであろうか。先の「バンヨウ」の場合も事例3では国境を隔てて形成されているようである。国境地域で不安定な立場に置かれた人々が、安定や精神的な拠り所を求めて、ネットワークによる結びつきをより必要としたように考えられる。この問題は今後より立ち入った検討が必要である。

このように同年関係にあるものは日常的に往来している。相手の家族の結婚式や葬式の際に米・酒を持参して行く場合（事例11）、婚礼などの祝い事には行くが葬式には行かない場合（那坡県百南郷B村）があるが、こうした往来は盛んに行われている。¹⁰⁾

ここで通婚の事例を見ておこう。国境地域では通婚は多く見られるが、たとえば憑祥市友誼鎮K村で村の既婚女性の七割もがベトナムから嫁いできた女性であるという「塚田 二〇〇六」。通婚は以前は両国ともに行われていた。たとえば、那坡県平孟鎮では一九五〇年代にはベトナム側から嫁いできたが、一九四〇年代には中国側から四人が嫁出したという。先の事例1の靖西県龍邦鎮Q村では、人民共和国内以前はベトナムから嫁ぐ者が多かった。一九五〇年代、とくに一九五八〜六〇年は中国の経済状況が悪化したため中国から嫁ぐ者が多かった。文化大革命中も中国から嫁ぐ者が多かったという。改革开放政策の進展によって中国が経済的に発展を遂げてからはこの十年ほどは中国の経済発展にともないベトナムから中国への嫁入が顕著に見られるようになってい¹⁾る。通婚圏は、村民が歌掛けをしたり「同年」を持つなど往来の多い村同士の場合が主体となることが容易に推測できる。この村落間のネットワークは別稿で検討するが、ベトナムからの嫁入りに関する最近の事例を挙げよう。

〔事例12〕 靖西県龍邦鎮N村、黄P氏（二九二〇〇六年）、タイ族）

黄氏は、チャリン県ソノイ社M村の出身であるが、その村はタイ族が八〇パーセント、ヌン族が二〇パーセントを占めるとい²⁾う。黄氏はタイ族である。国境線に接したN村からは八、九キロメートル離れている。二〇〇一年にN村の男性（二九歳）に嫁いだ。なれそめは、双方の母がチャリン県街区の定期市で知り合い友人になったことに始まる。背景には経済発展にともなう中国での生活条件の好転がある。結納は、衣装ダンス、カラーテレビ、米一〇〇斤、モチ米一〇〇斤、豚肉二五〇元、酒二〇〇斤、現金三〇〇〇元であった。持参財はフトン、炊飯器、鍋、

湯沸かし器であった。婚礼の際に伴娘や友人・親戚を含めて十二人が随行してきた。婚後、一女(四歳)・一男(数ヶ月)をもうけた。ベトナムへの帰省は旧暦正月五、六日、三月三日の墓参、七月一四日の中元節に行く。搗きモチ、去勢鶏、豚肉、酒、菓子、果物などを持参する(正月にはチマキをも持参する)。父母の体調が悪いときは中国製の薬を持ってゆく。父母は年に一、二度は中国側へ来る。彼女はまだ中国語がわからない。家では、子供との間では壮語・タイー語を話す。子供にキン語は教えていない。この数年はベトナム側の取締りがゆるくなって来やすくなったという。

結納の金額は、中国人同士の場合よりはかなり安い。このためN村では家庭の経済条件に恵まれない者がベトナム人嫁を娶る傾向にあるといわれる。この点について那坡県平孟鎮N村の趙P氏(三六、女、タイー族)は、中国人の夫とベトナム・バオラク県の定期市で知り合って嫁入りしてきた。結納は中国人との結婚の場合六〇〇〇元は必要だが、彼女の場合四〇〇〇元であったという。

なお、ベトナムからの嫁は中国国籍を取得できない。故郷のベトナムでの戸籍は、そのまま保留される場合と喪失する場合の二通りの場合が見られる。防城港市峒中鎮の壮族商人黄乙氏(事例9)の妻は、クアンニン省出身の「ホア(華)族」で、国境貿易で知り合って嫁入りしたが、中国の戸籍を持たず、ベトナム側でも戸籍から抹消されている。したがって妻は正式にはベトナムへ帰ることができないという。ベトナム側公安に見つかったら罰金を徴収されることになる。ベトナムでの戸籍については、中国に嫁いだ後も戸籍上は未婚のままに残る場合もある。しかし中国での戸籍がないので、結婚証明書、身分証も当然もたない。中国で派出所に登録したが、そこでは誰々の妻〇〇と書かれるのみである。その子供は中国の戸籍を取得することができるが、嫁は不安定な身分に置かれている。¹³⁾

なお、事例は多くないが壮族・ヌン族のもとでは嫁取り婚のほか、男子なき場合に婿養子をとる行為「上門」が行

われてきたが、国境を越えて婿養子に行くこともある。寧明県桐綿郷N村何X氏(四一、壮族)は、叔父(六七、壮族)が一九六〇年代にベトナムへ婿養子に行つた。後、一九七〇年代末のベトナムの華人政策のため、叔父は息子を連れて中国に帰国した。しかし叔父の妻・その女兒はベトナムにとどまっているという。

6 交流の諸相4——ベトナム人の中国への出稼ぎ

近年顕著なのは、農繁期にベトナムから中国へ出稼ぎに来る現象である。とくに田植えや米・トウモロコシの収穫期に大挙して来る。中国側の労働力が沿海部へ出稼ぎという形で流失しており、その労働力の不足をベトナムからの出稼ぎで補っているのである。これについて次の事例がある。

〔事例13〕 龍邦鎮N村(二〇〇七年)。

農繁期(六月の田植え、六月のトウモロコシ収穫、九〜十月の米の収穫)にベトナムから五〇〜六〇戸の人々が来る。近くにはタイ族とヌン族が居住するが、出稼ぎに来るのは山住みのヌン族が多い。労働時間は、午前中は七〜八時から十一時まで、昼休みをはさんで午後は十四時〜十八時までで、中国人と変わらない。報酬は食事付きで一日二〇元、呼び主の家に宿泊する。中年女性が出稼ぎ労働者の九〇パーセントを占める。N村は人口二六〇人程度の小さな村であるが、若者たちはこぞって沿海部へ行ってしまった。

〔事例14〕 那坡県百南郷G村。

ベトナム側から農繁期の手伝いにくるのは一九八〇年代にすでにみられたが、二〇〇一〜二〇〇二年頃から多く

なった。仕事は八角の花切り（報酬は毎日一五〜二〇元）、果樹の上の雑草刈り（毎日二〇元）、トウモロコシ・米の収穫（二〜三日間、毎日二〇元）である。呼び主側が宿泊・食事の世話をする。毎年百人が来る。彼らは小道を通ってくるので通行証はもたない。期間は状況によって二日半程度もあれば半月もある。政府は関与しない。¹⁴

〔事例15〕 チャリン県ソンノイ社シ村、ブオン・ティー・C氏（五四、女、ヌン族）

妹が一九八〇年代に龍邦鎮P村へ嫁いだ。妹はC氏の娘（現在二六歳）をP村の近くの村での稲刈り労働に誘った。娘は、現地の男性と知り合い、二〇〇五年に嫁ぐことになった。娘が嫁いだ後、娘に長女が生まれた時、家を新築した時にC氏は祝いにかけてつけた。娘の嫁ぎ先の村へ行く際に、チャリン県街区經由でオートバイに乗って行った。龍邦口岸を避けて小道を通った。通行証を持たず、また公安に通行料を支払うこともなかった。

事例14ではベトナム側出稼ぎ労働者の民族的帰属はタイー族かヌン族か判明しないが、事例13は明白である。後述するように現地ではタイー族のほうが富裕で交易に従事する者もいると言われており、ヌン族の場合、より貧困であることも出稼ぎのブッシュユ要因であろう。事例15はすでに中国側へ嫁いだ女性が出稼ぎ労働に姪を誘い、姪はこれが縁で中国人と結婚した。どの場合も出稼ぎ労働者は、公に広く募集するものではなく、親戚・友人関係にあるもの、もしくはその紹介で来る場合が多い（定期市などで募集する場合もある）。同年関係にあるものが農繁期の手伝いに来ることもある。¹⁵先に親戚・友人の往來の状況について言及したが、こうした出稼ぎも親戚・友人のネットワークを通じてなされている。¹⁶

ベトナム人女性の労働力は評価が高い。事例13でも出稼ぎに来る者の多くは女性である。靖西県榮勞郷M村でも来るのは子供のいる中年の女性であるという。ただし、壬庄郷B村の場合であるが、サトウキビ収穫などの労働の種類

によつては男性も来る。女がサトウキビを切りだし、男がそれを担いで運ぶという。なお、M村の場合もN村と同様、若者は広東へ出稼ぎに行つて労働力不足の状態である。こうした人口移動は新たな現象であり、今後の動向が注目される。

7 交流の諸相5——その他

民間での交流として、交易のほかに、民間の宗教・文化活動がある。ここでは歌掛けへの参加と宗教的職能者の往来について検討する。歌掛けはかつては配偶者選択の場であつたが、今は人々の娯楽の場だ。最近では歌掛けが若者層では流行していないが、それでも靖西県で政府が主催する歌掛け祭りにベトナム人歌手が招待されたり、チャリン県の歌掛けの際にバスケットボール大会が催され、中国側から行くなど、活動は続けられている。

儀礼の際に壮族・ヌン族ともに道士を呼ぶ。中国側で旧暦二月二日の土地公祭りの際にヌン族の道士を招聘する場面を見たことがある。またベトナム側が中国人道士を呼ぶことも多いが、その背景として、ベトナム側での漢字の書き手としての道士の高齢化、減少という現状がある。先述のようにベトナム側では漢字・漢語能力が衰退する傾向にある。事例1のK氏の家でも故郷の村の近くから壮族の道士を呼んでいる。これには壮族とヌン族の言語の共通性が前提となっている。

まず、歌掛けへの参加について次の事例がある。

〔事例16〕靖西県龍邦鎮Q村、楊啓W氏（六三、壮族）・農美L氏（五九、女、壮族）夫婦（二〇〇九年）

夫婦は一九七八年に結婚した。二人はそもそも牛追いで知り合った。若い時には、中国とベトナム側の若者が歌掛

けをした。牛追いで男女の集団同士が出会って歌掛けが行われるのは自然な成り行きであった。歌掛けは集団で行われることが多く、夜の八時頃から始まって、翌朝まで続いた。こうした習俗は啓W氏の母・農氏B（八七、壮族、女、Q村出身）の時代にも見られた。すなわち母が若く未婚のときに、龍邦鎮P村の中国人やベトナム・チャリン県P村の男性たちと歌掛けをした。先方がこの村に来ることもあった。時には中国からベトナムの村へ行き、同年（メイトン）の家に泊まって歌掛けをすることもあった。

〔事例17〕靖西県龍邦鎮N村（二〇〇六年）。

N村から七、八キロメートルのハークワン県トンジャ社で旧暦三月七日に歌掛け祭りが開催される。トンジャ社の住民の六〇〜七〇パーセントはヌン族であるというが、歌掛けにはヌン族や中国の壮族が参加する。タイー族は歌の旋律が違うので参加しない。趙K氏は、六〇年代後半に十二歳のときに大人と一緒に行ったことがある。そのころは歌掛けのつど中国から多くの人が行った。那坡県平孟鎮・靖西県榮勞郷M村からも行った。

最近では歌掛け自体が若者層では流行していないこともあって、歌掛けは必ずしも盛んではないようだが、一九九九年二月に靖西県城で政府主催の歌掛けコンテストを開催した際にチャリン県から歌手が招待されるなど、歌掛けへの国境を越える参加それ自体は継続されている。なお、那坡県平孟鎮N村の農Z氏は親戚（母方イトコ）がベトナムにいますが、以前にはその親戚と一緒に歌掛けに行つたと言ひ、こうした文化活動にも親戚・友人ネットワークが見られる¹⁷。

ついで、葬式の際に壮族・ヌン族・タイー族ともに道士を呼んで儀礼を行うが、この点についての交流も見られる。前稿で、憑祥市友誼鎮K村では葬式には国内の道士を招聘し、旧暦二月二日の土地公祭り際にヌン族の道士を

招聘することを挙げた「塚田 二〇〇六」が、この点について次の事例がある。

「事例18」 靖西県龍邦鎮N村（二〇〇六年）。

道士がN村の近くのベトナム側チャリン県の村にいないので、中国側から行く。祭壇の漢字を書くときにもここから道士が行く。ベトナム側の村には以前に道士がいたが、その子の代になって漢字を書くことができない。六〇歳以上の道士なら漢字を書くことができるが、それ以下ならできない。ベトナムの道士は念経の際には漢字を現地語で発音するが、書き言葉として漢字は必要である。旧暦七月十四日（中元節）にも中国龍邦の道士を呼ぶ。報酬は一回につき二〇〜三〇元で、葬式の場合、三晩かかり、報酬は百元は必要だ。現金以外に米・アヒル・豚肉を報酬としてもらう。

この事例から、中国からベトナム側へ道士が招かれて行くことの背景として、ベトナム側での漢字の書き手としての道士の高齢化、減少という現状があることが判明する。この点はヌン族のベトナムへの移住後に生じた文化変容の一つである。国境を越えて道士を招く場合、壮族とヌン族の言語の共通性が前提となっている。言語が共通でない地域同士の場合は道士を呼ばない。壮族やヌン族以外の民族、たとえばヤオ族ならヤオ族の道士を呼ぶ。また、防城港市岫中鎮の場合、その壮族の支系「偏（ピエン）人」の言語は他との共通性に欠けるので、道士を呼ぶのは支系内部のみである¹⁸。

8 国境の越え方

中国側でベトナムとの国境に住む人々は、ベトナムからの嫁入女性を除いては中国の身分証明書を持っている。また、国境を越えて仕事をする場合、「中越国境地区出入境通行証」を所有する。この通行証は、公安派出所あるいは武装警察で取得するという。さらに交易に従事する者は、「互市証」を持つ。これは中国边防局で取得するという。こうした通行証や互市証の制度は、二〇〇三年に開始されたという。通行証がない頃には、ベトナム側公安へ三元を払ったという（靖西県岳墟郷A村）。しかし実際には次のような状況が見られる。

〔事例19〕龍邦鎮N村（二〇〇六年）。

通行証を持っているものは自由に国境を通行できる。通行証がなければ人民元二元を払う。ベトナム側の人も来る時に二元分をベトナムの边防所に払う。小道を通ってくる場合は边防所はない。子供は証明なしで越境が自由である。村人はベトナムのチャリン県街区で開かれる定期市に行きニワトリ・アヒルを買う。途中にベトナムの税関があるが、人員は顔見知りなので証明書の類は不要である。

那坡県平孟鎮N村や靖西県壬庄郷B村など地域によっては通行証がすでに廃止されたところもあるようである。国境に住む人々は日常的に国境を越えて往来しているので、実際にはベトナムの税関や边防所の人員と顔見知りで、事例19のように通行証を提示せずに通過している。チャリン県ソノイ社L村に住むラー・ティー・G氏（四一、女、ムン族）は、中国へ行くときに通行証は持参するが、中国側に親族がいて訪問しに行くと言えば边防所で金銭をと

られることはないという。事例1のK氏は、「去年、牛の放牧をしていたら急に故郷がなつかしくなつてそのまま帰つたよ」という。彼女は通行証を持っていない。また同じチャリン県チーフオン社C村に住むノン・ティー・日氏（六八、女、ヌン族）は二三歳のときにQ村のすぐ近くのS村から嫁いできた。彼女は通行証を持っておらず、旧正月や親戚の婚礼などの際にたびたび国境を越えて帰省をしているが、顔なじみの中国の公安からは追及されたことがない。「彼らは年寄りを調べたりカネをとったりしないよ」という。ともに故郷は山道を歩いて一時間ほどで近い。まして約一三〇〇キロメートルにも及ぶ広西・ベトナムの国境線を横断する全ての道に辺防所など国家の機関が置かれていくわけではないであろう。

なお、国境に住む人々は国境の存在を意識はしている。この点について先の事例15のC氏の場合、娘の嫁ぎ先の村へ行くルートとして政府の口岸のある龍邦を経由せずに別の小道を経由している。

専門に交易をする商人の場合は一般人とは異なっている。那坡県百南郷ではバオラク県ナンジェ社へ行くときには公安がいて、通行証がない場合は十元を払うこと、さらには訪問目的・姓名を登録する必要があるという。靖西県岳墟郷B村の場合でも、証明がない場合は中国側から行くときに三元を払い、ベトナム側から来る場合は中国側に四元を払うこと、証明を持たずに山道を通つてかりにベトナム側公安に見つかった場合、最低五〇〇元の罰金を払わねばならないという。通行証は県公安局などで二〇元払って入手の手続きをするが、六カ月間有効である。通行証のほか定期市で出店するものは一人三元を払う。このように専門に交易をする人々の間では証明書の携行が重視されている。ただし、国境地域に住む人々は対策を講じている。たとえば、先の事例7で挙げた牛売りにはベトナム側に親戚がいる。売り物の牛を牽いてベトナムの税関を通過するときに、ベトナムの親戚に来てもらい、自分の牛だと云ってもらえば、税を納める必要がなかったという。平孟鎮N村（注10）でも中国からベトナムへ行く場合にラオトンにオートバイで国境の界碑のところまで迎えに来てもらったという事例があり、親戚・友人のネットワークがこうした通行の

手助けをしてきた。建て前としては国境線の通行には国家が関与し、国境を越える通行には証明などの手続きが必要であるが、実質的には国境に暮らす人々はそうした手続きを経ずに、また親戚・友人のネットワークを用いて往来しているのである。人々は国境の存在を意識しながらも、さまざまな対策でそれを相対化していると言える。

9 相互のイメージ

中国側の人々のベトナム民族に対するイメージとして、女性は働き者だが、男性は怠慢だという言説がある（那坡県百南郷G村）。それは当地にベトナムから農繁期に出稼ぎに来るが、その九〇パーセントが女性であることにも起因しているであろう。ベトナムの男性は怠慢なこともあって女性は虐待されているという言説（平孟鎮N村）、他にもベトナム男性は中国人よりも酒を好む（百南郷B村）などという、中国人のベトナムの男性に対するマイナスのイメージを含む言説が数箇所で見られた。

国境地域に住む民族として、中国では壮族、ベトナムではヌン族やタイ族という名称で表記してきたが、この点、現地の人々はどうのように相互を認識しているのだろうか。中国側から見ると、まず、自民族を基準として、ベトナムの民族も自分たちと同じ「壮族」だという認識が最も多い。その理由は自分たちと同じ言語＝壮語を話すからである。次いで、ヌン族やタイ族の区別を認識する場合がある。

〔事例20〕龍邦鎮N村（二〇〇六年）。

ベトナム側にタイ族とヌン族とがいる。人口は半々くらいで、言語は同じである。それらの違いはタイ族女性はスカートをはきピンク色の上着を着る。ヌン族女性はズボンをはき、緑色の上着を着る。タイ族のほうが豊かで

商売もするが、ヌン族は商売をする者は少ない。

これは国境貿易に従事し実際に現地を熟知している人の観察で、大筋で正確な情報を得ている。このほか、ヌン族が山地に住み、タイ族が平地に住んでいることを認識している人もいる（平孟鎮N村）。第三に、普段交易に従事せず、たまに親戚や友人を訪問しに行く人の中にはベトナムの民族についてかなり曖昧な認識を持つ人もいる。

〔事例21〕平孟鎮N村。

農Z氏にはベトナムにラオトンがおり、たびたびベトナムへこのラオトンを訪問しに行っている。彼らは壮族と同じ言語を話す、「キン族」である。キン族は「タイ族」と同じように、ベトナムで平地で農耕をし、女性はスカートをはいている。

ベトナムの民族イコール「キン族」という言説は、平孟街でも聞かれた。だが、実際には、政府官員や学校教師を除いては、カオバン省北部の靖西・那坡県に隣接する地域はタイ族・ヌン族が多いようである。他にも、ベトナムのヌン族・タイ族をもって、「壮族」と看做す人（靖西県榮勞郷M村、那坡県平孟鎮）も少なくないし、そもそもベトナム側の民族は言語は同じだが、何族かは知らない（岳墟郷A村、百南郷B村）場合も少なくない。

他方、ベトナム側からの中国の壮族に対する認識についてみると、タイ族が壮族を現地語で「ガン・シヨーン」（壮族を話す人）と正確に呼ぶ場合（平孟鎮N村）もあったが、実際には、「中国には壮族はおらずヌン族のみ」（チャリン県ルンモイ社）とか、文革期に逃亡してきた壮族を「中国から来たヌン族」（バオラク県コッパン社）、「ゲン・

ヌン」(ヌン人)と呼ぶ(岳墟郷X村)など、自民族を基準として、中国側の民族を「ヌン族」と認識する場合が多い。その理由としては自分たちと同じ言語⇨ヌン語を話すことにある。先の事例5でも大新県碩龍鎮から交易に来た中国商人は「ヌン語」や「タイ語」を使うという。

なお、相手を国名で呼ぶこともある。事例12のベトナム人嫁黄氏は第三者に対して夫を「中国人」と呼んでいた。その逆に壮族の側にもベトナム側民族を「越南人」とひとくくりに呼ぶ習慣もある。さらに言語を組み合わせた「壮語を話す越南人」とか「ヌン語を話す中国人」(事例5)という表現も使われる。

ともあれ中国・ベトナムとも総じて、交易で実際に頻繁に行つて実情を理解している人を除いては、一般の人々の相手側の民族名に対する認識は必ずしも正確ではない。それが壮族であれヌン族であれ、実際の生活に必要なのは言語であつて、自分たちの話す言語と相手のそれとの異同が人々の関心事である。民族名などはとくに必要のない知識であるということがきよう。

ただし、そのことは国境地域に住む人々の間で、壮族やヌン族としてのアイデンティティが希薄であるということの意味しない。むしろ人々は壮語あるいはヌン語を話す人(包括的な概念としては「ダント講土」⇨「土話」⇨「地元の言語」を話す人)は自分たちと同じだという認識を持っている。このことは壮族・ヌン族の一民族のレベルを越えて共通の言語をもつ集団としてのアイデンティティの形成を示しているのではなからうか。厳密には、血縁関係にある者や友人・知り合いなどの個人の関係性のあり方の相違に応じてアイデンティティに濃淡が生じるであろう。この点は今後の課題だが、ともあれ、先の社会文化の共通性や日常生活圏の共有、密接な交流、同年関係による強い結びつきとあいまって、国境地域における、民族の枠組みを超えた住民のアイデンティティ保持を指摘することができるであろう。

以上に検討したところを整理する。

中国からベトナムへ移住したヌン族は、衣食住、婚姻・生育習俗、社会体制上、壮族と共通する部分が多い。家屋での住まい方などにはより古い形態を保持している。ただし、移住後に多数派のキン族の影響を受容し、キン語を習得した。他方で、漢字・漢語能力が衰退した。

国境地域の壮族やヌン族・タイ族のもとでは交易が生業として定着している。専門の商人だけとは限らず農家の兼業もある。特別な商品だけでなく、米や豚肉・野菜など双方ともにある普通の商品も価格の高低や市場からの距離次第では交易されている。移住や通婚によって壮族とベトナム側民族とでは親戚関係にあるもの、友人関係にあるもの（「同年」を含む）、が少なくない。交易のほか相手の家族の婚葬への参加を含む相互の訪問など日常的に往来している。こうした親戚・友人のネットワークを通じて交易に従事する場合が少なくない。

ベトナムから中国への嫁出が増加している。この場合、嫁は中国国籍を取得できず、不安定な身分に置かれている。近年顕著なのは、ベトナム側から中国へ農繁期に出稼ぎに来る現象である。中国側の労働力は沿海部へ出稼ぎという形で流失しており、その労働力の不足をベトナムからの出稼ぎで補っている。その出稼ぎも親戚・友人のネットワークを通じてなされている。

民間文化活動として、最近は若者層では流行していないこともあって、歌掛けは必ずしも盛んではないようだが、歌掛けへの国境を越える参加それ自体は継続されている。中国からベトナム側へ道士が行く場合が見られるが、その背景として、ベトナム側での漢字の書き手としての道士の高齢化という現状がある。こうした文化活動にも親

戚・友人ネットワークが見られる。

建て前としては国境線の通行には国家が関与し通行には証明などの手続きが必要であるが、実質的には国境に暮らす人々はそうした手続きを経ずに、また親戚・友人のネットワークを用いて往来している。

中国・ベトナムとも総じて、交易で実際に頻繁に行つて実情を理解している人を除いては一般の人々の相手側の民族に対する認識は自民族を基準にしたものである。壮族であれヌン族であれ、実際の生活に必要なのは言語であつて、民族名などはとくに必要のない知識であるということができよう。人々は壮語あるいはヌン語を話す人（包括的な概念としては「ガントウ講土」≡「土話」〔地元の言語〕を話す人）は自分たちと同じだという認識を持つ。この点からすれば、壮族・ヌン族の一民族のレベルを越えて共通の言語をもつ集団としてのアイデンティティの形成が指摘され得るのであろう。

伊藤正子はかつて、タイー族・ヌン族を対象に、国家による「国民化」の側面を強調し、清末・民国期の比較的自由的な「民族の世界」がドイモイ以降、国家の存在に制約されるように変化したことを指摘した〔伊藤 二〇〇三〕。確かに国家による個々の国民に対する統治は強まっている。しかし国境に暮らす壮族・ヌン族の人々の日常生活圏は政治的な国境線を越えがちである。人々は国境を越えて牛追いをし、歌を掛けあい、日常的に往来してきたのである。人々のネットワークは国境を越えて結ばれている。人々は国境やそれを可視化する税関・边防所などの施設を熟知しており、国境線を意識しないわけではない。しかし人々の目線から見ると、国境の存在を意識しながらも、さまざまな対策でそれを相対化しているのではあるまいか。そこに暮らす人々の立場から国境の果たす意味を問いなおすことが今もとめられている。

ところで、近年、国境地域を越えて遠距離を移動する現象が見られる。たとえば、ベトナム人が国境付近で交易を行うのみならず、友誼関や東興を経て広州までゆくものが出現している。一晚、長距離バスに乗って、翌日広州へ着

くや、衣服や家電を大量に購入して帰国しそれを販売する。広州の衣服は安くして品種が豊富であるためである。中にはパスポートを持たないものもいるようだが、旅行に支障はない。国境では出入境通行証を持って通過するという（防城港市那良鎮T村。このような動きはとくに二〇〇三、二〇〇四年頃から増加しているという）。また、ベトナムからの嫁入りについても政府の方針もあるが、国境線から少し遠い地域、さらにはベトナム南部からの嫁入りの現象さえ見られる。従来に比べて国境地域に限定されない広域にわたる交流活動が芽生えつつあり、今後の注視が必要である。¹⁹⁾

注

- (1) 中国・ベトナム国境地域で筆者が行った調査地と期間は次の通り。中国・防城港市峒中鎮・那良鎮（二〇〇八年三月）、靖西県龍邦鎮（二〇〇六年九月、二〇〇七年四月、二〇〇九年八月）、同壬庄郷（二〇〇七年五月）、同岳墟郷（二〇〇七年五月）、同榮勞郷（二〇〇七年四月）、同安德鎮（二〇〇七年五月）、那坡県平孟鎮（二〇〇六年九月）、同百南郷（二〇〇六年九月）。ベトナム・チャリン県（二〇〇九年三月）、ジョンケン県（二〇〇六年二月）、バオラク県（二〇〇六年二月）、ハークワン県（二〇〇四年二月）。
- (2) 人畜同居は不衛生なので畜舎を分けてブロックの家に建て替えたいという声はベトナムでも聞くことができた（チャリン県ソンノイ社B村）。ただしベトナム側では経済的事情により、建て替えはまだ進行していない。
- (3) 「郎首」は安平州土官李氏の地方統治において村の徴税業務をも担当していたという言説もある。土官が寡老的人物を村落統治に利用したと考えられるが、その位置付けについては今後掘り下げた検討が必要である。
- (4) この点は最近に限ったことではない。たとえば龍邦鎮Q村の黃福C氏（七〇（二〇〇九年）、壮族）は二〇〇四年前までは塩や灯油の価格がベトナムのほうが安価だったのでジョンケン県街区にまで行って購入していたという。
- (5) 国境からの距離について、たとえばジョンケン県ダムトイ社P村から靖西県岳墟郷の定期市に来たタイ族の女性は、中国側へ買い物に来る理由として、村からジョンケン県街区まで二〇キロメートルもあるが、岳墟郷までは三〜四キロメートルという距離の近さを挙げていた。国境付近の交通について、たとえば靖西県壬庄郷からジョンケン県街区まで歩行すれば四時間もかかるが、オートバイの便もある。那坡県平孟鎮N村の農乙氏（五一、壮族（後出））は、友人や親戚訪問でベトナムへよく赴くが、国境線ま

でベトナムの知人がオートバイで迎えに来るといふ。

- (6) ニワトリやアヒルの価格は両国で同じくらいだが、中国側では化学飼料を使うのでベトナム側のそのほうが味が良いとして好まれる(那坡県百南郷B村)という事情がある。

- (7) 事例4の黄氏は今は米の転売に従事しているが、十年前はベトナムでトウフをつくる人がいなかったためトウフを作って自転車で運んで売った。トウフの商売は利益が少なかったもので二、三年後、屑鉄や空き瓶をベトナムから買って中国で売った。さらには広東へ出稼ぎへ行ったが、低賃金のため帰郷し、米の商売を始めたという。このように機を見て有利な商売に次々と転換する場合も今は少なくない。

- (8) 国境地域では両国の貨幣がともに通用するが、定期市では両替屋がいて大口の買い物に便利だ。なお、交易の形式の一つとして(一般住民の間で)購入の代行をする場合がある。靖西県龍邦鎮N村の趙S氏によると、自転車、脱穀機、電動脱穀機などの代行購入を依頼される場合があり、近くの龍邦鎮で入手できない場合は靖西県城にまで購入に行くことがあるという。また、最近ではベトナムの定期市で売るため、ベトナム人が商品を仕入れに靖西県城まで来る場合も見られるという(二二〇〇九年)。

- (9) こうした場合や結婚式・葬式の通知には、定期市に行く人に伝言を頼む場合が多い。なお、国境を隔てても身内の者ゆえ招待状「請帖」は送らず、口頭で伝える場合が多い。

- (10) 農Z氏は、ラオトンのほか、ベトナム側に嫁いだオバ(七〇余歳)がおり、親戚ともしばしば往来をしている。その場合、注5のように国境まで行けば、オートバイで先方が迎えに来る。なお、ラオトン関係は近年に限ったことではない。靖西県岳墟郷何Z氏(五三、壮族)はジョンケン県にラオトンがおり、一九六〇年代に知り合った。当時は中国側で食糧危機の時代だったためラオトンがベトナムから豚肉や米を持ってきてくれたという。なお、相互の訪問は一九七八年に始まった中越戦争の期間中はできなかったという。

- (11) 中越間の通婚は、中国の壮族とベトナムのヌン族・タイ族、双方のヤオ(瑶)族同士など、おもに言語や習慣をともしする民族の間で行われている[周二〇〇六]。

- (12) ベトナム女性が中国人男性に嫁ぐ場合、ベトナム側では結婚登録をしないので、結婚を所属の地方政府にとどけなければ把握することが困難である。なお、一九八〇年代初期の中越戦争直後のころは、ベトナム人嫁が中国側地方政府の僑務弁公室へ行き難民として中国戸籍取得手続きをした事例がある(龍邦鎮Q村、二〇〇九年)。

- (13) ベトナム人の嫁同士の中国での交流は非常に少ないし、なんらの組織もたない。なお、最近ではベトナム側の政策で、国境に沿

う地域からの嫁入りが禁止されているという。

- (14) 岳墟郷A村でも米・トウモロコシの収穫にベトナム人出稼ぎ者を呼ぶ。報酬は一日二〇元(食費込み)で呼び自宅に寄宿する。この村でも若者のほとんどが広東へ出稼ぎに行つたという。

- (15) 岳墟郷A村の黄Y氏(三三、女、壮族)は、「メイトン」二、三人がジョンケン県に居る。彼女たちは米・トウモロコシの収穫の時に来る。これらメイトンは岳墟の定期市のときにも来る。このような同年関係にある者も出稼ぎで来る。

- (16) こうした農繁期の扶助は以前からあつた。那坡県平孟鎮N村では、一九六〇〜七〇年代にベトナム側の親戚の農繁期に手伝いに行つた。ただし報酬はなく、食事と宿泊のみの提供を受けていた。最近では、方向はもっぱらベトナムから中国へ、そして報酬をとらぬ出稼ぎの様相を呈している。なお、最近の現象として国境地域の壮族の男性がベトナム人女性と知り合つてから、ともに広東へ出稼ぎへ行くという事例が数例ある。

- (17) 那坡県平孟鎮では、一九六〇〜七〇年代は歌掛けが盛んで、政府主催の唱歌コンテストにベトナム側から来た。文革中は唱歌は禁止されたが、一九八〇年代に入り復活した。しかし、八〇年代中期以降はカラオケやCDの影響を受け歌掛けが衰退している。

- (18) 道士はあくまで各家を単位として呼ばれる。しかし名声の高い道士は人々がこぞ呼ぶ。チャリン県チフォン社C村の住民の間で靖西県龍邦鎮S村の特定の道士が人気が高いのはその一例である。なお、道士以外に、靖西県岳墟郷A村では、家人が病氣になつたり災厄を払いたいときに女性の宗教的職能者「巫婆」をベトナム側から呼ぶという(この場合、道士は同村にいる)。

その他の交流として、周建新は、龍州県金龍鎮の村で祖墳がベトナム側にあるので、清明節もしくは旧暦三月三日の墓参にベトナム側に行く事例を示している[周二〇〇六]。

医療面での交流もある。たとえば、寧明県桐綿郷N村の何尚Y氏(四一、壮族)は、医者で薬局を経営しているが、ベトナムから病人が診察してもらいに来るといふ。その場合、風邪や肺炎程度の軽症患者に限られ、重い病気で検査・入院が必要な場合にはランソンの病院へ行くといふ。

なお、現在、携帯電話によつて親戚や友人と通話が可能になつて居る。防城港市那良鎮L村では、携帯電話が一キロメートル以内は通じること、しかし携帯電話に装着するカードが中国側とベトナム側とで規格が異なるので、村民は毎戸二台の携帯電話を所有しているといふ。また、中国でベトナムのTV放送の受信も可能である(防城港市峒中鎮)。

- (19) なお、近年、国境に居住しない人々が観光で国境を越え訪問するケースが増加しており、その面の検討も必要である。この点について范宏貴・劉志強は、「中越边境観光」は、それが開始された一九九四年下半期には越南へ行く観光客は数万人以下だったの

が、二〇〇四年には、広西が接待したベトナム人の宿泊観光客は一一・二四万人に、広西から旅行社の組織するツアーに加わりベトナムへ行った観光客が二三・六万人に達したことを指摘している「范宏貴・劉志強等 二〇〇六」。

参考文献

- 伊藤正子 二〇〇三『エスニシテイ〈創生〉と国民国家ベトナム 中越国境地域タイ族・ムン族の近代』三元社
- 塚田誠之 二〇〇二「明清時代における壮族の『棄老』に関する一考察」(中国史学会編『中国の歴史世界——統合のシステムと多元的發展』〈第一回中国史学国際会議研究報告集〉汲古書院)
- 二〇〇六「中国広西壮(チワン)族とベトナム・ムン族の民族間関係——文化の比較と交流を中心として」(塚田誠之編『中国・東南アジア大陸部の国境地域における諸民族文化の動態』国立民族学博物館調査報告六三号、国立民族学博物館)
- 二〇〇九「中国広西壮族与越南民族的交流」塚田誠之・何明編『中国国境民族的遷徙流動与文化動態』雲南人民出版社
- 范宏貴 一九八九「我国壮族与越南岱族、儂族的古今關係」(范宏貴・顧有識編『壮族論稿』広西人民出版社)
- 范宏貴・劉志強等 二〇〇六『中越国境貿易研究』民族出版社
- 周建新 二〇〇六『沿辺而行——広西国境地区中越跨国民族考察札記』広西人民出版社